

一時保護所の中の子どもたち

高橋 司 たかはし・つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

児童福祉法第12条に基づき各都道府県や政令指定都市などに児童福祉の専門機関である児童相談所が設置されている。平成26年4月時点で全国に207カ所の児童相談所があり、ここでは、虐待、育児、健康、障がい、非行などの子どもに関するあらゆる事柄が取り扱われている。そして、児童相談所は、児童福祉法第33条に基づいて家出した子どもを緊急に保護する必要がある場合や、虐待、放任等の理由から子どもを家庭から引き離す必要がある場合などに、子どもを一時保護所に一時保護することもできる。しかし、一時保護所に入所した子どもの行動を大きく制限するという側面も否定できないことから、子どもの権利擁護のため、身体的苦痛や人格を辱めるなどの精神的苦痛を与える行為が禁止されている。この点、平成17年2月14日付けで厚生労働省雇用均等・児童家庭局長から「児童相談所運営指針の改正について」が公表されているが、その改正案の中でも、児童からの苦情を受け付けるため一時保護所に意見箱を設置するなど子どもへの権利擁護に努めるこ

とが明記されている。ところが、この意見箱に関連して事件が起こった。平成27年12月14日の報道によれば、神奈川県相模原市の児童相談所にて、同年夏頃、20代の女性職員2名が学童女子（7歳〜15歳）9名を全裸にさせて所持品検査をしていたことが明らかになった。その所持品検査の理由は、意見箱に投入する記入用紙10枚のうち1枚が紛失したこと、その記入用紙が原因となつて児童の個人情報が入部に流出し、退所後に児童が犯罪等に巻き込まれる事態を防止するため、その用紙の搜索をする必要があつたからとされている。では、そこまで行う必要性はあつたのであろうか。

この児童相談所では普段から学習時間以外は子どもたちにメモ用紙や筆記用具を渡していない。また、以前に一時保護中の少女が別の少女の携帯電話番号やツイッターのアカウントなどが記載された用紙をその下着の中に隠していた問題が発覚している。さらに、一時保護所では一般的に、名前を一人ひとりの子どもたちを特定しても名字をお互いに教え合えない決まりとなつている。

素人的に考えれば、一時保護所とはいえ、できる限り日常生活の基本的な環境面は一般社会と同様であるべきだと考えれば、いつでもメモ用紙に書き留められるような環境を整えるべきであると考えられるし、それに伴うコストもそれほど大きなものではない。また、家族から離れることで自分の行く末に不安を感じる子どもも多いであろうし、退所後にたとえ家族のいる場所に戻れたとしても、その環境がずっと安定的なものであるかどうか流動的な場合もある。さらに、養護施設に入所するということになれば、18歳に至るまで長期間に亘つて家族から離れて過ごすこととなるから、一時保護所にいる時に頼りがいのある仲間を作りたいと思うのも当然とも言える。しかし、一時保護所内においては、基本的にメモ用紙を渡さず、名字を教え合わないことで徹底して他者の情報が個人として特定され、且つ、記録されて外部に流出する可能性を低くしている。

児童相談所に入所した子どもたちを取り巻く事情はそれほど単純ではない。児童相談所が虐待、育児、非行などのさまざまな事柄を取り扱い、入所している子どもたち一人ひとりが複雑な事情を抱えていることを考えると、より一層子どもたちのプライバシーを保護することは必須となる。ある子どもを取り巻く複雑な事情、特に、秘匿性の高い情報を他の子どもたちが何かに記録し、外部に流出してしまうこと、そのことが退所後のその子どもにも悪影響を与えることは回避すべきである。虐待されたことや非行を行っていたことなどがその本人である子どもの住所や氏名と結びついて個人として特定され、その情報が退所後において他者から不当に利用されることを防止するため、お互いの名字を明らかにしない、連絡先を教え合わないなどという形で、その記録媒体としての紙の保管にも注意して取り組むことはやむを得ないことなのだと思う。しかし、その目的のために学童女子を裸にして脱いだ衣服の中まで確認しなければならぬ不合理性・相当性はない。子どもを見つめる目は警察官の目であつてはならない。